

第9回まちづくり条例市民会議

平成21年8月26日(水)
午後7時～ 401大集会室

開 会

議題1 会議録の承認について

議題2 まちづくり条例に規定すべき主要項目の検討について

議題3 会議の日程について

議題4 その他

閉 会

[議題 1]

会議録の承認について

資料 9 - 1 : 第 8 回まちづくり条例市民会議会議録 (案)

[議題 2]

まちづくり条例に規定すべき主要項目の検討について

資料 9 - 2 : 課題の解決策の整理 (案)

資料 9 - 3 : 「まちづくり計画」の決定までの流れのイメージ

[議題 3]

会議の日程について

まちづくり条例市民会議の日程について（案）

第10回まちづくり条例市民会議の日程については、平成21年10月6日（火）午後7時からとする。

平成21年9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

平成21年10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

[議題 4]
その他

課題の解決策の整理（案）

課題	都市計画マスタープランにおける位置付け	市民会議における討議内容		分類・整理（案）	
		目標	解決策	具体策（例）	条例化するルール（案）
モノレールの市内延伸	1 モノレールなど公共交通機関の充実 多摩都市モノレールの早期実現を東京都に要請します。 多摩都市モノレール新駅への歩行者・自転車利用者のアクセス道路の整備を進めます。 市民の要望に対応したバス交通の充実を検討します。	モノレールの開通の実現	新青梅街道の拡幅 土地提供に対しての建ぺい率・容積率等の拡大 新青梅街道沿道近隣市町村との協力 新青梅街道拡幅・モノレール延伸の完成年数を条例化 新駅予定地整備 [周辺の土地確保] [駐車場・駐輪場確保] [駅前づくり推進地区等の指定] [ロータリー、タクシー乗り場、温泉直通バス]	都へ事業化を要望 事業化に結び付く条件整備（補償費の増大を抑え、工期の短縮に資する施策） 地区計画（誘導容積型）の設定 推進地区まちづくり計画 2市1町で要望活動 都へ要望 土地区画整理事業 地区計画の設定 地区まちづくり計画	推進地区まちづくり計画を制度化 市発意により、新青梅街道沿道のまちづくり計画を作成。新青梅街道沿道建築物のセットバックを誘導 地区計画等の都市計画の提案手続の条例化及び都市計画の決定手続の条例化 市民参画による都市計画の推進 地区まちづくり計画を制度化 駅前となることが想定される地区におけるまちづくり計画を作成。
道路交通網の整備	1 まちの骨格となる道路づくり 骨格となる道路の体系的な整備を進めます。 新青梅街道線の拡幅整備を要請します。 交差点改良や歩道拡幅により、安全で円滑な交通処理を図ります。 1 地域の生活を支える道路づくり 主要生活道路の体系的な整備を進めます。 生活道路の安全確保を図ります。	市内循環バスの整備（利用しやすい路線・ダイヤ・料金）	市内循環バスの改善 [コースの単純化・回数増] [料金の単純化] [自由乗降] [公営化]	検討協議会による検討 住民運営バス（醍醐コミュニティバス・Eバス）	

1 グループ

<p>商店街と工業の活性化</p>	<p>5 商業・農業・工業の振興 地域の身近な商業活性化を支援します。 工業の育成のため、基盤整備を図ります。</p> <p>5 中心市街地の形成 都市核地区土地区画整理事業区域内の商業機能の集積を図ります。 新青梅街道線沿道での商業集積を図ります。</p> <p>4 市街地の特性に応じた住環境の形成 工業地域は、住宅と工場の相互の環境に配慮した安全で快適なまちなみの形成を図ります。</p>	<p>商店街（モノレール新駅周辺等）の活性化 工業地域（伊奈平地区）の活性化</p>	<p>商店街駐車場 [30分無料パーキング] [商店街共用駐車場] [パーキングメーター] [路上駐車禁止の緩和] 歩道の確保（青梅街道） 経済特区設定 後継者が跡を継ぎやすくする（相続税をなくす）。 工業地と住宅地の分離 工場地帯には住居目的だけの場合は建築許可は出さない。 工業団地の区画整理、道路を広くする。 駅から工場地域までのバス網整備</p>	<p>武蔵村山市商店街施設整備事業補助金 警察へ要望 テーマ型まちづくり計画 カラー舗装 国の認定 国へ要望（特区は厳しい状況） 特別用途地区の設定（特別工業地区・尼崎市） 地区計画の設定 地区まちづくり計画 土地区画整理事業 地区計画の設定 地区まちづくり計画 市内循環バスの改善</p>	<p>テーマ型まちづくり計画を制度化 幹線道路沿道のまちづくり計画を作成。 幹線道路の拡幅を誘導 特別用途地区、地区計画等の都市計画の提案手続の条例化及び都市計画の決定手続の条例化 市民参画による都市計画の推進 地区まちづくり計画を制度化 工業団地周辺地区のまちづくり計画を作成。住工分離を誘導</p>
-------------------	---	--	---	---	--

2 グループ

課題	都市計画マスタープランにおける位置付け	市民会議における討議内容		分類・整理(案)	
		目標	解決策	具体策(例)	条例化するルール(案)
狭山丘陵の既存の自然の保全	<p>2 身近な自然環境の保全と活用 狭山丘陵の自然環境の保全と、適切な維持・管理を図ります。 大規模公園や緑地、平地林、屋敷林、生産緑地地区などの自然環境を保全します。</p> <p>2 水と緑を活かしたネットワークづくり 緑の拠点を中心とした水と緑のネットワークを図ります。 街路樹の整備や生垣の促進により、沿道空間の緑のネットワーク形成を図ります。</p> <p>2 環境と共生した河川の整備と維持・管理 河川整備にあわせて、良好な環境形成を図ります。 水路の緑化により、自然環境、生物の生息環境の保全を図ります。</p>	<p>人が訪れる憩いの場 貴重な植物の保全(つりふね草) 既存の緑や水辺をつなぐネットワークの形成 残堀川を釣りができる川に</p>	<p>狭山丘陵散歩マップ、里山ガイド・自然ガイド ボランティア団体の育成・活用(維持管理・ガイド) 自然を発見・守るパトロール隊 山林の買取り 緑地の維持、所有のための助成金 保全樹林、樹林地、生垣助成費の活用 募金を集めて保全 観光プロジェクト イベントづくり 貴重な資源(ホタル、カブトムシ、サンショウウオ、つりふね草)の活用 植物等の専門家知識による維持管理 緑の情報発信(インターネット、ブログ、ホームページ)への支援 観光(里山、ホタル、温泉、山、野菜)を収入源とした保全 水道道路、残堀川の整備 雑木林の手入れ</p>	<p>～ NPOの活用 緑のボランティア活動(都制度) 都レンジャー(東京都自然保護員) 都市計画の事業化を都へ要望 ナショナルトラスト活動(トトロのふるさと財団など) 市民緑地制度(維持管理及び優遇税制。世田谷トラストまちづくりなど) 武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例 緑の東京募金(東京都) 緑の募金(財団法人東京都農林水産振興財団) NPOの活用 テーマ型まちづくり計画 市の指定動植物として指定</p> <p>～ NPOの活用 都へ要望 NPOの活用</p>	<p>テーマ型まちづくり計画を制度化 資源を活かしたまちづくり計画を作成。 資源を保全する。 ～ 基本理念の中に自然の保全を盛り込む。 市の発展と自然との共存</p>

2 グループ

<p>都市農地の 保全と活用</p>	<p>2 まちのうるおいとなる農地の保全と活用 良好な生活環境の確保のため生産緑地地区を 保全します。 緑地として確保が必要な宅地化農地は保全し ます。 5 商業・農業・工業の振興 産業としての農業の育成と振興を図ります。</p>	<p>各種農園とし て活用 〔学校用：食 育の向上〕 〔リハビリ農 園〕 〔市民農園〕 〔体験型の農 地〕 農産物の質の 向上 農業・農産物 の加工による 雇用機会の創 出</p>	<p>営農支援 生産緑地解除に伴う環境維持 税制改革 公共的都市農地として市が買い取り、学校、地 域住民が維持管理 農業の理解（消費者が生産者のことを理解す る。） 農業体験イベント 市内農産物利用の飲食店・産地直売所マップ ファーマーズマーケット（産地直売所）の創出 市内産農産物の市内消費（地産地消） インターネット販売 イメージアップ戦略（村山ブランド・顔の見え る農産物）</p>	<p>営農支援センター（愛知 県田原市など） 地区まちづくり計画 都市農地まちづくり計画 （国分寺市） 国に要望（都市農地保全 推進自治体協議会） 生産緑地の買取申出制度 PR活動 小中学校での教育 生産者組織・NPOの 活用 農協により創設 学校給食での利用検討な ど 生産者組織・NPOの 活用</p>	<p>地区まちづくり計画・ 都市農地まちづくり計 画を制度化 <u>農地と住宅地の共存 に向けた計画等を作 成。都市農地の保全 及び活用につなげ る。</u></p>
<p>開発に伴う 緑の保全と 創出</p>	<p>2 コミュニティを育む場となる公園づくり 地域の核となる都市計画公園・緑地や身近な 広場などの整備を進めます。 市民参加による公園づくりを進めます。</p>	<p>緑の中の住宅 地の形成 人と人が緑の 中に集う拠点 の形成 敷地内緑化の 向上 子供が安心して 遊べる場所 の設置（公 園） 新しい並木道 の創出 緑の基金の充 実</p>	<p>最低敷地面積の設定 敷地内緑地率・緑化率の設定 一定規模の開発について供託金制度 開発に伴う提供公園を廃止し、まちづくり協力 金としてプール 開発負担金の用途を明確にし、地区に還元 公園を有料にし、子供の見守りを行い、安全等 の質を保つ 緑の基金により整備費助成、維持管理費助成、 ボランティア団体育成</p>	<p>開発指導要綱の条例化 地区計画の設定 地区まちづくり計画 建築協定 開発指導要綱の条例化 緑化地域の設定 緑地協定 ～ 条例化の適否につい て検討 NPOの活用 みどりを育む機構・基金 （練馬区）</p>	<p>開発指導要綱に規定 されている内容をまち づくり条例化 お願いから実効力の ある規制に。開発の 際によりよいまちづ くりを誘導 地区計画・緑化地域 等の都市計画の提案手 続の条例化及び都市計 画の決定手続の条例化 市民参画による都市 計画の推進 地区まちづくり計画を 制度化 地区計画の設定が想 定される地区におけ るまちづくり計画を 作成</p>

3 グループ

課題	都市計画マスタープランにおける位置付け	市民会議における討議内容		分類・整理（案）	
		目標	解決策	具体策（例）	条例化するルール（案）
道路整備・交通手段	1 歩きやすい歩道づくり まちの骨格となる道路では、歩道整備を進めます。 地域の生活を支える道路では、歩行者が安全に利用できる道路づくりを行います。	障害者が出歩ける街に	バスの改善 [バス改善委員会] [バスを小さくして本数を増やす] [ワンコインバス] [デマンドバス] 道路関係 [道路を広げる] [一方通行等の規制] [歩道、車道、自転車道を明確に] [電柱が邪魔] [音声信号をつける] 点字ブロック 商店街へのアクセス [駐車場の整備（30分無料等）] バリアフリー法の活用	検討協議会による検討 住民運営バス（醍醐コミュニティバス・Eバス） 都市計画道路の事業化 狭あい道路拡幅整備事業（世田谷区など） 都市再生区画整理事業 利用者の同意・代替路確保・警察へ要望（一方通行規制） カラー舗装 警察へ要望（音声信号） テーマ型まちづくり計画 地区まちづくり計画 バリアフリー条例及び福祉のまちづくり条例（東京都） 武蔵村山市商店街施設整備事業補助金 バリアフリー条例（東京都）	テーマ型まちづくり計画を制度化 幹線道路沿道のまちづくり計画を作成。 幹線道路の拡幅を誘導 地区まちづくり計画を制度化 住宅密集地区の狭あい道路沿道におけるまちづくり計画を作成。狭あい道路の拡幅を誘導 地域まちづくりグループ（まちづくり協議会）の認定及び支援を制度化
建物等のバリアフリー	6 人にやさしいバリアフリーの推進 歩行空間の整備・充実により、安全で快適に通行できる道路整備を図ります。 誰もが安心して快適に利用できる公園づくりを進めます。 6 子育てと高齢社会に配慮した施設の整備 高齢社会に対応した施設整備の推進、住宅整備の促進を図ります。 交通の充実により、すべての市民が快適に移動できる環境づくりを進めます。	障害者が一人でも入れる施設	全国的に統一（トイレ・洗面所） エレベーター、スロープ、洋式トイレの設置 障害者を含めたモニターグループをつくる（話し合いを行う。） 障害者へ特別便を送る（機械使用可能等の周知） 基本理念の条例化 「人にやさしい」 「高齢者・障害者が自由に行動できる」 「心のバリアフリー」 「地域で支え合う」 「市民に対するバリアフリー教育等」	バリアフリー法による全国基準 バリアフリー法、バリアフリー条例、福祉のまちづくり条例による東京都基準により設置 既存未対応建築物について改修を検討 練馬区障害者計画 障害者団体の組織化 基本理念の条例化（西東京市）	基本理念の条例化

3 グループ

耐震	3 災害に強い市街地づくり 建築物などの耐震性の強化を誘導します。 避難所などの市内主要施設の充実を図ります。	公共施設（体育館等）・個人宅の耐震化 緊急輸送路の確保	個人宅の耐震化に対する補助の増額 耐震の意識をもつ	国庫補助事業とすることにより、補助の増額を検討 緊急輸送路沿道に誘導容積型地区計画を設定 推進地区まちづくり計画普及啓発活動の実施（パンフレット配布、広報など）	推進地区まちづくり計画を制度化 市発意により、緊急輸送路沿道のまちづくり計画を作成。緊急輸送路沿道建築物の建替え及びセットバックを誘導
----	---	--------------------------------	------------------------------	--	---

4 グループ

課題	都市計画マスタープランにおける位置付け	市民会議における討議内容		分類・整理（案）	
		目標	解決策	具体策（例）	条例化するルール（案）
自治会・コミュニティ	2 コミュニティを育む場となる公園づくり 地域の核となる都市計画公園・緑地や身近な広場などの整備を進めます。 市民参加による公園づくりを進めます。	地域の助け合いの場 みんなが（まちづくりに）参加している場 自治会の活性化	自治会等のまちづくりに関する課題を抽出、提案することにより集まりの場を創出する。 まちづくり協議会を立ち上げる。 自治会やグループによるまちづくり計画をつくり、推進していく。 行政や専門家が情報提供する。 自治会の中にまちづくり委員 賛成・反対の意見をまとめてわかりやすくする。 普段の人間関係づくり	地域まちづくりグループの登録（横浜市） まちづくり協議会を認定 地区まちづくり計画 テーマ型まちづくり計画 地域まちづくりへの支援（横浜市） 自治会運営の工夫（情報開示等）	地区まちづくり計画・ テーマ型まちづくり計画を策定するためのまちづくり協議会を認定 地区まちづくり計画・ テーマ型まちづくり計画の制度化
住宅・美しい街並み	4 市街地の特性に応じた住環境の形成 人と自然が共生することができるまちなみの形成を図ります。 4 環境に配慮したまちづくり 質の高い、魅力ある良好なまちなみの実現を図ります。 4 美しいまちなみへの誘導 地域の環境を活かした良好な景観形成を図ります。 公共施設は、周辺環境や地域特性を生かした景観形成を図ります。 季節を感じる沿道景観の形成を誘導します。 残堀川・空堀川は、魅力的でうらおいある景観の形成を要請します。	ゆったりとした宅地 美しい街並み	開発指導要綱の条例化 公園・緑化の規定確保 建築制限・高さ制限 墓地・廃棄物処分場を規制 区画整理の促進	開発指導要綱の条例化 緑化計画（杉並区） 緑地協定 地区計画の設定 地区まちづくり計画 条例化の適否について検討 土地区画整理事業	開発指導要綱の条例化 市独自の公園設置や緑化基準を設定 地区計画等の都市計画の提案手続の条例化及び都市計画の決定手続の条例化 地区まちづくり計画を制度化 地区計画の設定又は区画整理の促進が想定される地区におけるまちづくり計画を策定
歴史的建物（寺社）の保全	5 観光の振興とレクリエーションの充実 観光ルートを整備・充実を図ります。 5 個性あるまちづくりへの支援 市の特性を活かした個性あるまちづくりを支援します。	文化財の保護（寺社・樹） 文化財を守り、若い人に引き継ぐ	歴史民俗資料館の資料の活用 保存のための補助金の増額 昔からの名称を守る 市内外へのPR 歴史的なエリアを定めて地域の保全を図る	資料のPR 文化財保護法に基づく補助 看板の設置 NPOの活用 地区まちづくり計画	保全すべき文化財周辺の地区におけるまちづくり計画を作成